

特定消防機器等性能鑑定規程

[全部改正] 平成14年3月12日

[一部改正] 平成20年8月25日

[一部改正] 平成22年10月14日

目 次

- 第1章 総 則（第 1 条 - 第 2 条）
- 第2章 性 能 評 価（第 3 条 - 第 8 条）
- 第3章 型式性能鑑定（第 9 条 - 第14条）
- 第4章 個別性能鑑定（第15条 - 第17条）
- 第5章 確認性能鑑定（第18条）
- 第6章 雑 則（第19条 - 第31条）
- 第7章 個別性能鑑定時の不正行為等に対する措置（第32条 - 第35条）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が行う消防の用に供する機械器具等（以下「消防用機械器具等」という。）に係る鑑定（消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第21条の36第1項第5号に規定する鑑定をいう。以下同じ。）に関する手続きのうち、技術上の基準があらかじめ定められていない初期拡大抑制機器（火災の拡大を初期に抑制する性能を有する機器をいう。以下同じ。）、警報避難機器（火災時に安全に避難することを支援する性能を有する機器をいう。以下同じ。）、消防活動機器（消防隊による活動を支援する性能を有する機器をいう。以下同じ。）及びこれら以外の消防用機器並びにこれらの機器で構成される設備（以下「特定消防機器等」という。）が法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下「設備等技術基準」という。）に適合するものと同等の形状、構造、成分及び性能（以下「性能等」という。）を有することの、又は特定消防機器等の性能等が消防用機械器具等として適当であることの鑑定（以下「性能鑑定」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（性能鑑定の区分等）

第2条 性能鑑定の区分及び定義は、次の各号に規定するとおりとする。

（1）性能評価

性能評価を受けようとする者の依頼に応じて、協会が特定消防機器等について次に掲げる評価及び当該特定消防機器等に係る技術基準等を策定し、その結果を依頼者に通知することをいう。

ア 評価

- （ア） 特定消防機器等が設備等技術基準に定める消防用機械器具等の性能等と同等以上の性能等を有するものと認められるかどうかについて、総合的に行う評価
- （イ） 特定消防機器等の形状等が消防用機械器具等として適当であると認められるかどうかについて、総合的に行う評価
- （ウ） 設置が予定されている防火対象物に限定して用いられる特定消防機器等について、前（ア）

又は(イ)に定めるところにより行う総合評価

イ 技術基準等

(ア) 評価に係る性能等を確保するために必要な試験基準又は設計仕様（以下「性能鑑定基準」という。）

(イ) 評価に係る性能等を確保するために必要な設置基準及び維持・管理するための基準

(2) 性能評価変更

前号の評価（前号ア(ウ)に係る評価を除く。）又は技術基準等の一部を変更しようとする者の依頼に応じて、協会が評価及び技術基準等を策定し、その結果を依頼者に通知することをいう。

(3) 型式性能鑑定

量産される特定消防機器等の性能等が、性能鑑定基準又は前号の規定に基づき変更された性能鑑定基準に適合しているかどうかを試験し、適合するものについて型式を付与することをいう。

(4) 型式変更性能鑑定

型式を付与された特定消防機器等について、その重要でない部分を変更するとき、その性能等が、性能鑑定基準に適合しているかどうかを試験し、適合するものについて変更する型式を付与することをいう。

(5) 個別性能鑑定

製造される個々の特定消防機器等の性能等が、型式性能鑑定された型式又は型式変更性能鑑定された型式（以下「既性能鑑定型式」という。）の性能等と同一であるかどうかを検査し、同一であるものについて合格の、同一でないものについて不合格のそれぞれの判定を行うとともに、合格であるものにその旨の表示を付することをいう。

(6) 確認性能鑑定

第3号及び第4号に該当しない特定消防機器等（第1号ア(ウ)に係る評価を受けた特定消防機器等を含む。）の性能等が、性能鑑定基準に適合するかどうかを確認し、適合することが確認されたものには確認番号を付与するとともに、確認された旨の表示を付することをいう。

第2章 性能評価

（性能評価の依頼手続）

第3条 特定消防機器等に係る性能評価又は性能評価変更を受けようとする者（以下「性能評価依頼者」という。）は、手数料の振込票を添えて、性能評価依頼書（別記様式第1号）正副2部に、別表第1の各区分に掲げる書類（当該書類ごとに同表に定める部数）を協会（虎ノ門事務所）に提出するものとする。

2 前項の性能評価依頼書に記載する種別は、特定消防機器等に応じて、別表第2の種別区分に掲げるものとする。

（評価委員会）

第4条 協会は、特定消防機器等の種別ごとに評価委員会（以下「委員会」という。）を置くことができるものとする。

2 委員会は、協会の依頼に基づき第2条第1号ア及び第2号に規定する評価を行うものとする。

3 委員会は、前項の評価において適すると判断したときは、第2条第1号イ及び第2号に規定する技術基準等を策定するものとする。

4 委員会は、評価及び技術基準等の検討結果について、協会に報告するものとする。

5 委員会の構成、運営等に関する必要な事項は、別に定める。

(評価結果の通知)

第 5 条 協会は、前条第 4 項の報告内容に基づき、評価結果を性能評価依頼者に通知する。

(性能評価等の取消し)

第 6 条 協会は、性能評価又は性能評価変更について、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に基づき通知した評価結果を取り消すことができるものとする。

(1) 不正な手段により当該性能評価又は性能評価変更を受けたとき

(2) 第 29 条の規定に違反していることが判明したとき

2 協会は、前項の規定に基づき性能評価を取り消すときは、当該性能評価依頼者にその理由を付してこれを通知するものとする。

(技術基準等の見直し)

第 7 条 協会は、類似の消防用機械器具等に係る技術基準の公的な見直し等により第 5 条に基づき通知した技術基準等についても変更の必要があると認めるときは、当該技術基準等を見直すことができるものとする。

2 協会は、前項の規定による見直しを行う場合、評価委員会に当該技術基準等の検討を依頼するものとする。

3 協会は、技術基準等を変更しようとするとき及び前項の検討内容について、性能評価依頼者に通知するものとする。

(契 約)

第 8 条 性能評価依頼者は、評価を受けた特定消防機器等に第 16 条第 1 項及び第 18 条第 5 項の規定に基づく合格証票を貼付しようとするときは、次章に規定する型式性能鑑定若しくは型式変更性能鑑定及び第 4 章に規定する個別性能鑑定又は第 5 章に規定する確認性能鑑定を受けるものとする。

2 性能評価依頼者は、前項に掲げる性能鑑定を受けようとするときは、型式性能鑑定等の実施に関する契約書（別記様式第 4 号）により協会と契約を締結するものとする。

第 3 章 型式性能鑑定

(型式性能鑑定の依頼手続)

第 9 条 型式性能鑑定又は型式変更性能鑑定を受けようとする者（以下「型式性能鑑定依頼者」という。）は、手数料の振込票を添えて、型式性能鑑定依頼書（別記様式第 5 号）正副 2 部及び試料を協会（本所）に提出するものとする。

2 協会は、型式性能鑑定依頼者に対して、試験に必要な場合、第 3 条第 1 項に定める書類の一部について、補足資料を提出するよう求めることができるものとする。

(型式性能鑑定の試験)

第 10 条 協会は、第 3 条第 1 項及び前条の規定に基づき提出された書類及び試料について、性能鑑定基準に基づき、原則として協会において、型式性能鑑定又は型式変更性能鑑定に係る試験を行うものとする。

2 型式変更性能鑑定に係る試験は、変更しようとする部分及びこれに関連する部分について行うものとする。

(型式番号等の通知)

- 第11条 協会は、型式性能鑑定又は型式変更性能鑑定に係る試験の結果が性能鑑定基準に適合するときは、当該型式に別表第2の型式番号区分に掲げる型式番号を付与し、型式性能鑑定依頼者に当該型式番号及び次条第1項に規定する有効期限を通知するものとする。
- 2 協会は、型式性能鑑定又は型式変更性能鑑定に係る試験の結果が性能鑑定基準に適合しないときは、その理由を付して、型式性能鑑定依頼者にこれを通知するものとする。

(型式の有効期限)

- 第12条 型式は、型式性能鑑定又は型式変更性能鑑定を受けた日(次項に規定する更新を受けた日を含む。)から5年を経過する前日(以下「有効期限」という。)までの間に限り有効とする。
- 2 型式の有効期限は、更新することができるものとする。
- 3 前項の更新を受けようとする者は、手数料の振込票を添えて、更新依頼書(別記様式第6号)正副2部を協会に提出するものとする。
- 4 更新の手続は、有効期限の1年前の日から有効期限までの間に行うことができるものとする。
- 5 協会は、既性能鑑定型式について、その性能等についての再確認を必要とすると認めるときは、更新時に再確認の試験を行うことができるものとする。
- 6 第9条第1項、第10条第1項及び前条の規定は、更新を行う場合に準用する。

(軽補正)

- 第13条 型式性能鑑定又は型式変更性能鑑定に係る型式番号の交付を受けた者(以下「型式取得者」という。)が既性能鑑定型式について軽微な変更(別途定める範囲における変更をいう。以下「軽補正」という。)を行う場合には、軽補正確認書(別記様式第7号)をあらかじめ協会又は受検場所において協会職員に提示し、軽補正に該当することの確認を受けるものとする。
- 2 協会は、前項の変更が軽補正の範囲を逸脱すると認めるときは、確認しないものとする。

(型式の失効及び取消し)

- 第14条 第12条第1項の型式の有効期限を経過した既性能鑑定型式(その有効期限を更新したものを除く。)の型式は、失効するものとする。
- 2 協会は、既性能鑑定型式について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該型式番号を取消することができるものとする。
- (1) 不正な手段により型式性能鑑定若しくは型式変更性能鑑定又は更新を受けたとき
 - (2) 第6条第1項の規定に基づき性能評価又は性能評価変更を取り消されたとき
 - (3) 第7条の規定に基づき性能鑑定基準が改正され、既性能鑑定型式が改正後の性能鑑定基準に適合しなくなったとき
 - (4) 評価結果に記載されている要件に違反して設置されたと認められたとき
 - (5) その他この規程の定め違反し、その行為が故意であったと認められたとき
- 3 協会は、第1項の規定により既性能鑑定型式が失効したときは、型式取得者にこれを通知するものとする。
- 4 協会は、第2項の規定に基づき既性能鑑定型式を取消すときは、型式取得者にその理由を付してこれを通知するものとする。
- 5 協会は、第1項の規定により既性能鑑定型式が失効したとき及び協会が第2項の規定に基づきこれを取り消したときは、その旨を公表するものとする。
- 6 協会は、失効、又は取り消した型式に係る個別性能鑑定を停止するとともに、第16条第5項の規定に基づき合格証票の事前交付を受けている型式取得者に速やかに合格証票を返還するよう求め

ることとし、当該型式取得者はこれに従うものとする。

第4章 個別性能鑑定

(個別性能鑑定の手続)

- 第15条 個別性能鑑定を依頼しようとする者(以下「個別性能鑑定依頼者」という。)は、手数料の振込票を添えて、受検日の5日前までに個別性能鑑定依頼書(別記様式第8号)1部を協会(個別性能鑑定の受検場所が愛知県、岐阜県及び石川県以西の地域(以下「大阪支所管内」という。)にある場合にあっては、大阪支所。以下この章及び第18条において同じ。)に提出するものとする。
- 2 個別性能鑑定依頼者は、毎月25日までに翌月分の個別性能鑑定受検予定を協会に連絡するものとする。
 - 3 協会は、個別性能鑑定依頼者と日程等を調整し、指定する受検場所において、個別性能鑑定を実施するものとする。
 - 4 個別性能鑑定における検査方法等は、別途定めるものとする。
 - 5 個別性能鑑定の可否の判定は、原則として、個別性能鑑定当日受検場所で協会職員が行うものとする。
 - 6 個別性能鑑定依頼者は、個別性能鑑定受検履歴表(別記様式第9号。以下「履歴表」という。)を受検場所に備え、個別性能鑑定終了後該当事項を記入し、協会職員の確認を受けるものとする。
 - 7 協会は、個別性能鑑定の結果が不合格となり個別性能鑑定依頼者が再受検を希望するときは、不合格となった製品についての品質管理の改善等が講じられた後に個別性能鑑定の再検査を行うものとする。

(個別性能鑑定合格の表示)

- 第16条 協会は、個別性能鑑定に合格した製品に合格したものである旨を表示するものとする。
- 2 前項の表示は、別表第3に定める合格表示の様式を印刷した証票(以下「合格証票」という。)刻印等により製品の主要な部分に貼付するものとする。
 - 3 個別性能鑑定依頼者は、協会に合格証票事前交付願書(別記様式第10号)及び合格証票管理方法書を提出し、合格証票の事前の交付を依頼できるものとする。
 - 4 協会は、前項の依頼があり、合格証票管理方法が適切であると認めるときは、合格証票事前交付願及びあらかじめ製品に合格証票の貼付を承認するものとする。
 - 5 前項に規定により承認を得た個別性能鑑定依頼者が合格証票の事前交付を受けるときは、合格証票交付依頼書(別記様式第11号)を協会に提出するものとする。
 - 6 個別性能鑑定を受けた者は、個別性能鑑定が不合格となったときは、不合格となった製品に係る合格証票を協会に返還するものとする。

(個別性能鑑定合格の取消し)

- 第17条 協会は、個別性能鑑定依頼者がその製品について不正な手段により個別性能鑑定の検査を受けたときは、当該個別性能鑑定の合格を取消することができるものとする。
- 2 協会は、前項の規定に基づき個別性能鑑定の合格を取り消すときは、個別性能鑑定の合格を受けた者にその理由を付してこれを通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた個別性能鑑定依頼者は、合格を取り消された製品の回収、貼付された合格証票の除去等の措置を講ずるものとする。

第5章 確認性能鑑定

(確認性能鑑定の手続)

- 第18条 確認性能鑑定を受けようとする者(以下「確認性能鑑定依頼者」という。)は、手数料の振込票を添えて、受検日5日前までに確認性能鑑定依頼書(別記様式第12号)1部を協会に提出するものとする。
- 2 確認性能鑑定依頼者は、毎月25日までに確認性能鑑定受検予定を協会に連絡するものとする。
 - 3 協会は、確認性能鑑定依頼者と日程等を調整し、指定する受検場所において、確認性能鑑定を実施するものとする。
 - 4 確認性能鑑定の実施に必要な対象機器、検査方法等は、別途定めるものとする。
 - 5 協会は、確認性能鑑定において、性能鑑定基準に適合されたと確認した場合には、当該製品に別表第3に定める様式の合格証票、刻印等により製品の主要な部分に貼付するとともに、確認性能鑑定依頼者に確認番号を通知するものとする。
 - 6 第15条第4項から第6項まで、第16条及び前条の規定は、確認性能鑑定の場合に準用する。

第6章 雑 則

(検査設備等の整備)

- 第19条 個別性能鑑定依頼者又は確認性能鑑定依頼者は、原則として別途定める検査設備、測定機器等(以下「検査設備等」という。)を受検場所に整備するとともに、測定機器について定期的に校正を行うものとする。
- 2 個別性能鑑定依頼者は、検査設備等の変更を行うときは、検査設備等変更届出書(別記様式第13号)に当該変更後の検査設備等に係る測定データ等を添えて協会に提出するものとする。
 - 3 協会は、検査設備等の整備、校正等の状況について必要があると認めるときはこれを確認するものとする。

(受検場所の変更)

- 第20条 個別性能鑑定依頼者は、個別性能鑑定の受検場所を変更しようとするときは、これに伴い変更することとなる内容を記載した検査設備等概要書及び合格証票等管理方法書を添えて、個別性能鑑定受検場所変更届出書(別記様式第14号)を協会(従前の受検場所が大阪支所管内にあった場合には、大阪支所とする。)に提出するものとする。
- 2 協会は、前項の届出があった場合には、変更される受検場所の確認を行うものとする。

(性能鑑定等手数料)

- 第21条 特定消防機器等の性能鑑定を受けようとする者は、別表第4に掲げる性能鑑定の種別区分に応じて性能鑑定等の区分に各々掲げる金額の手数料を協会に納付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次条第1項に規定する補正試験については、手数料を要しないものとする。
 - 3 第1項の性能鑑定等手数料は、協会の指定する金融機関に納付するものとする。
 - 4 同時に2以上の性能鑑定等手数料を振り込む者は、性能鑑定等手数料内訳書(別記様式第15号)を協会に提出するものとする。

- 5 納付した手数料は、性能鑑定に係る作業に着手した後は返還しないものとする。
- 6 個別性能鑑定に係る手数料は、更新時に見直すことができるものとする。

(補正試験)

- 第22条 型式性能鑑定若しくは型式変更性能鑑定に係る試験、個別性能鑑定又は確認性能鑑定の結果が性能鑑定基準に適合しない場合であって、性能鑑定基準に適合しない事項が別途定める軽微なものであり、かつ、容易に改善できるものであると協会が認めるときは、1回に限り当該不良事項を改善して試験を受けること(以下「補正試験」という。)ができるものとする。
- 2 型式性能鑑定又は型式変更性能鑑定に係る補正試験を依頼しようとする者は、協会が通知を行った日から3月以内に、補正試験依頼書(別記様式第16号)正副2部、試料及び第3条第1項に規定する書類を協会に提出するものとする。
 - 3 個別性能鑑定又は確認性能鑑定に係る補正試験を依頼しようとする者は、協会が不良とした日から1月以内に、前項の補正試験依頼書正副2部を協会に提出するものとする。

(型式性能鑑定等の依頼取下げ)

- 第23条 性能評価、性能評価変更、型式性能鑑定、型式変更性能鑑定、更新、個別性能鑑定及び確認性能鑑定に係る依頼(以下「性能鑑定等の依頼」という。)を取り下げようとする者は、取下げ届出書(別記様式第17号)正副2部を協会に提出するものとする。
- 2 第15条の規定により合格証票を事前に交付された者が、個別性能鑑定の依頼を取り下げようとするときは、前項の取下げ届出書の提出と同時に当該依頼に係る全ての合格証票を協会に返還するものとする。

(手続の委任)

- 第24条 性能鑑定等の依頼を代理人に委任しようとする者は、委任(変更委任)状(別記様式第18号)1部を協会に提出するものとする。
- 2 前項の委任者は、同項の委任状の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更委任状1部を協会に提出するものとする。

(氏名等の変更の届出)

- 第25条 性能鑑定等の依頼を行った者(消防法施行規則第38条又は第44条の2第3項に規定する届出を行った者を除く。)は、その氏名(法人にあっては、その名称又は代表者の氏名)又は住所を変更したときは、氏名等変更届出書(別記様式第19号)1部を協会に提出するものとする。

(型式性能鑑定等手数料の過誤納)

- 第26条 協会は性能鑑定等の依頼を行った者が協会に納入した性能鑑定等手数料の金額について過納分又は誤納分があるときは、これを当該依頼者に返還するものとする。
- 2 過誤納した性能鑑定等手数料の還付を受けようとする者は、過誤納金返還依頼書(別記様式第20号)1部を協会に提出するものとする。

(疑義の照会等)

- 第27条 協会は、依頼者、消防機関、消費者その他の関係者から、性能鑑定に関して生じた問題、疑問、異議、苦情等に対する説明又は文書により照会があった場合、これを受けるものとする。
- 2 協会は前項の疑義の照会等に対して誠実に対処するものとする。

(書類及び試料の返還)

- 第28条 協会は、性能評価等の依頼の際提出された副本については、それぞれの手続きが終了後、これを当該依頼者に返還するものとする。
- 2 協会は、依頼の際に提出された試料が不要となったときは、速やかにこれを型式性能鑑定依頼者に返還し、当該依頼者はこれを速やかに引き取るものとする。

(表示等の禁止)

- 第29条 性能鑑定を依頼した者は、別表第3に定める表示が付される特定消防機器等に係るものを除き、カタログ等に性能鑑定に適合しているかのような記載を行わないものとする。

(事故発生報告等)

- 第30条 型式性能鑑定において型式を付与された者(以下「型式取得者」という。)は、特定消防機器等について不具合、事故等が発生した場合、当該特定消防機器等の種別、型式、型式番号、数量及び不具合、事故等の内容を直ちに協会に報告するとともに、事故等報告書(別記様式第21号)を協会に提出するものとする。
- 2 前項の報告を行った型式取得者は、不具合、事故等に係る調査を行い、その結果を文書により協会に提出するものとする。
- 3 協会は、消防機関、消費者等から提供される製品に係る情報、事故報告(第1項の報告を含む。)等に基づき、その原因を確認するために必要がある場合、当該製品に係る型式取得者に連絡のうえ、その製品の受検場所に立ち入って調査を行うものとする。
- 4 協会は、前項の調査の結果、第33条第6項又は第34条第6項の措置を求めた場合、当該型式取得者に連絡のうえ、協会のホームページ及び検定協会だよりに措置を求めた旨、措置の理由及び措置を行う特定消防機器等に関する情報を掲載することにより、消防機関等に当該措置に係る情報の提供を行う。
- 5 協会は、前項の規定によるほか、第1項の報告又は第3項の情報等の内容が重大かつ緊急性を有すると認める場合、当該型式取得者に連絡のうえ、不具合、事故等の内容、該当する製品及び応急の措置を消防機関等に情報提供することができる。

(細則)

- 第31条 協会は、この規程に定めるもののほか、性能鑑定の実施に関し必要な事項を細則で定める。

第7章 個別性能鑑定時の不正行為等に対する措置

(個別性能鑑定時における不正行為に対する措置)

- 第32条 協会は、型式取得者が不正の手段により個別性能鑑定等を受検していると認めた場合、直ちに個別性能鑑定等を中止するとともに、当該不正に係る製品を個別性能鑑定等に不合格したものと処理するものとする。
- 2 前項の不合格として処理する対象は、同項の不正の手段により個別性能鑑定等を受検した製品とする。
- 3 協会は、第1項の不正の確認を行うために必要がある場合、当該不正に係る型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
- 4 協会は、第1項の規定に基づき個別性能鑑定等を中止した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を

書面で協会に提出するものとする。

- (1) 不正に対する原因究明
- (2) 前号を受けた再発防止対策の実施
- (3) 品質管理体制の確立

- 5 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の不正に係る型式取得者に対して行うすべての個別性能鑑定等を停止するものとする。
- 6 協会は、第4項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。
- 7 協会は、第4項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の不正に係る型式取得者に対し、個別性能鑑定等を再開する旨を通知する。
- 8 前項による通知後、第1項の不正に係る型式取得者に対し個別性能鑑定等を実施する場合、個別性能鑑定等停止前の検査のきびしさに関わらず、最もきびしい検査から開始するものとする。ただし、その検査の方法及びきびしさは、不正の手段により個別性能鑑定等を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、個別性能鑑定等停止前と同じ方法及びきびしさとする。

(不正行為により個別性能鑑定等に合格したときの措置)

第33条 協会は、型式取得者が不正の手段により個別性能鑑定等に合格したと認める場合、当該不正に係る製品の個別性能鑑定等の合格を取り消すとともに、当該型式取得者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。

- 2 前項の個別性能鑑定等の合格の取消しの対象は、同項の不正の手段により個別性能鑑定等を受検した製品すべてとする。
- 3 協会は、第1項により合格を取り消した製品のうち、当該型式取得者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。
- 4 協会は、第1項の不正の確認を行うために必要がある場合、同項の不正に係る型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
- 5 協会は、第1項の規定に基づき個別性能鑑定等の合格を取り消す場合、同項の不正に係る型式取得者にその理由を付してこれを通知する。
- 6 協会は、第1項の規定に基づき個別性能鑑定等の合格を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、合格を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。
- 7 協会は、第1項の規定に基づき個別性能鑑定等の合格を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を書面で協会に提出するものとする。
 - (1) 不正に対する原因究明
 - (2) 前号を受けた再発防止対策の実施
 - (3) 品質管理体制の確立
- 8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の不正に係る型式取得者に対して行うすべての個別性能鑑定等を停止するものとする。
- 9 協会は、第7項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。
- 10 協会は、第7項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の不正に係る型式取得者に対し、個別性能鑑定等を再開する旨を通知する。
- 11 前項による通知後、第1項の不正に係る型式取得者に対し個別性能鑑定等を実施する場合、個別

性能鑑定等停止前の検査のきびしさに関わらず、最もきびしい検査から開始するものとする。ただし、その検査の方法及びきびしさは、不正の手段により個別性能鑑定等を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、個別性能鑑定等停止前と同じ方法及びきびしさとする。

(不良品流出時の措置)

- 第34条 協会は、個別性能鑑定等に合格した製品のうち、不良品が市場に流出したと認める場合、当該製品の個別性能鑑定等の合格を取り消すとともに、当該型式取得者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。
- 2 前項の個別性能鑑定等の取り消しの対象は、同項の不良品に係る製品の型式とする。
 - 3 協会は、第1項により合格を取り消した製品のうち、当該型式取得者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。
 - 4 協会は、第1項の不良品の流出に係る原因を確認するために必要がある場合、同項の型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
 - 5 協会は、第1項の規定に基づき個別性能鑑定等の合格を取り消す場合、同項の型式取得者にその理由を付してこれを通知する。
 - 6 協会は、第1項の規定に基づき個別性能鑑定等の合格を取り消した場合、同項の型式取得者に対し、合格を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。
 - 7 協会は、第1項の規定に基づき個別性能鑑定等の合格を取り消した場合、同項の型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を書面で協会に提出するものとする。
 - (1) 不良品の流出に係る原因究明
 - (2) 前号を受けた再発防止対策の実施
 - (3) 品質管理体制の確立
 - 8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の製品の個別性能鑑定等を停止するものとする。
 - 9 協会は、第7項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。
 - 10 協会は、第7項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の型式取得者に対し、当該製品の個別性能鑑定等を再開する旨を通知する。
 - 11 前項による通知後、第1項の製品の個別性能鑑定等を実施する場合、個別性能鑑定等停止前に適用されていた検査のきびしさから二段階きびしくした検査により開始するものとする。

(消防庁への報告)

- 第35条 協会は、第32条第1項及び第33条第1項の不正並びに前条第1項の事実を確認した場合、速やかに消防庁に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 この規程の実施の際、現に評価中の特定消防機器等については、なお従前の例による。ただし、当該消防機器等については、型式の承認を受けた時点から改正後の規程を準用するものとする。

- 3 この規程の実施の際、現に改正前の規定に基づき性能鑑定番号を取得している特定消防機器等については、改正後の規定に基づく型式の承認を受けたものとみなす。ただし、次項に定める有効期限までに、改正後の規程第12条の規定に基づく更新を受けないものについては、同第14条第1項の規定により型式を失効するものとする。
- 4 この規程の実施の際、現に型式の承認を受けている特定消防機器等に係る有効期限については、改正前の規程第14条の規定による個別性能鑑定の受検期限（第15条の規定に基づく更新を含む。）内の型式にあつては当該受検期限日を、個別性能鑑定の受検期限の更新を行っていない型式にあつては当該受検期限の年に3の倍数の年数を加えて得た日が実施日を超えるに至った日を、個別性能鑑定に係る契約の締結を行っていない型式にあつては型式取得日から5年後の日を改正後の規程第12条第1項に規定する有効期限とする。ただし、改正後の規程第7条第1項の規定に該当すると協会が判断する型式にあつては、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年8月25日から実施する。
- 2 この規程の実施の際、既に評価又は型式を受けた種別のうち、「特定消火機器」及び「特定消防ポンプ」にあつては改正後の「特定初期拡大抑制機器」として、また、「特定警報機器」及び「特定避難機器」にあつては改正後の「特定警報避難機器」としてそれぞれ扱うものとする。
- 3 型式変更性能鑑定のうち、軽微な変更該当するものに係る手数料の額については当該変更に係る契約において決定することができるものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

別表第1 性能評価依頼添付書類（第3条関係）

区 分	提出数	摘 要
概 要 説 明 書	正副2部	特定消防機器等の形状等の概要を説明したもの
設 計 図 書	正副2部	消防用機械器具等の構造、材質、寸法、部品の名称等を明らかにし、日本工業規格（以下「JIS」という。）Z8310に準じて製図されたもの
明 細 書	正副2部	仕様、諸元、強度計算等を明らかにしたもの
検査設備等概要書	正本1部	別記様式第2号に規定されたもの
社内試験成績表	正本1部	性能等に係る試験、実験データ等を記載したもの
付 属 書 類	正本1部	関係証明書類、取扱説明書等

備考1 依頼添付書類は、評価委員会の審議の進行状況に応じて、分けて提出することができる。

2 業務委託により型式性能鑑定及び個別性能鑑定を受けようとする者は、概要説明書、設計図書、明細書、検査設備等概要書、社内試験成績表及び付属書類に代えて業務委託契約書（業務委託の範囲を明記した契約書の写）及び業務委託性能鑑定等依頼概要書（別記様式第3号）各1部を提出すること。この場合において、試料の提出は省略することができる。

3 提出する書類は、JIS A4用の大きさのファイルにより一括して提出すること。

別表第2 特定消防機器等の種別区分及び型式番号区分（第3条及び第10条関係）

特定消防機器等の種別区分	型式番号区分
特定初期拡大抑制機器	鑑 特 第 号
特定警報避難機器	
特定消防活動機器	
その他の特定消防用機器	

注) 1 特定初期拡大抑制機器：消火用機器、消火用ポンプ（消防隊用ポンプを除く。）、消火設備構成機器、新消火設備（ウォーターミスト消火設備）等をいう。

2 特定警報避難機器：新火災警報器、警報補助機器、火災報知設備構成機器、避難誘導機器、避難具等をいう。

3 特定消防活動機器：消防活動上必要な施設及び構成機器、消防隊用活動補助機器、消防活動情報伝達機器等をいう。

4 その他の特定消防用機器：耐震関連機器等をいう。

別表第3 合格又は確認の表示の様式（第15条及び第18条関係）



別表第4 手数料の額（第21条関係）

特定消防機器等の種別の区分	手数料の額				
	性能評価	性能評価変更	型式性能鑑定、型式変更性能鑑定、個別性能鑑定及び確認性能鑑定	業務委託による型式性能鑑定及びは型式変更性能鑑定	型式性能鑑定及び型式変更性能鑑定の更新
特定初期拡大抑制機器（ウォーターミスト消火設備を除く。） 特定警報避難機器 特定消防活動機器 その他の特定消防用機器（設備を含む。）	1件につき 500,000円 （ただし、設備評価と併せて構成機器の評価を同時に行う場合にあつては、構成機器1件につき100,000円を加算する。 なお、評価内容が著しく少ない場合にあつては1件につき300,000円、評価内容が著しく多い場合にあつては1件につき800,000円）	1件につき 300,000円 （書面審査による評価変更の場合にあつては、1件につき50,000円）	契約書に基づく額とする。 （型式変更性能鑑定（軽微な変更の場合を除く。）にあつては、型式性能鑑定で定める額の半額）	1件につき 20,000円	1件につき 10,000円 （試験を要する場合には、1件につき20,000円）
ウォーターミスト消火設備	1件につき 1,200,000円				

- 注1 手数料の額に消費税は、含まれない。
- 2 性能評価欄において、「構成機器」とは、設備の中で主として機能する機器をいい、当該性能等について新たに評価を受けるものいう。（例：感知部、消火用ヘッド、薬剤、ポンプ等（ただし、これらの機器を制御する制御盤は、機器の一体として扱う。））
- 3 性能評価欄において、「評価内容が著しく少ない」とは、評価内容が既に承認を受けている検定品、鑑定品に係る一部の基準について評価を受ける場合等をいう。
- 4 性能評価欄において、「評価内容が著しく多い」とは、評価内容が複数の特定消防機器の種別に渡って評価を受ける場合等をいう。

性能評価依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

特定消防機器等鑑定規程第3条に基づき、下記について性能評価を依頼します。

記

種 別	
型 式	
商 品 名	
評価依頼内容	
防火対象物の名称	
備 考	

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
3 防火対象物ごとの評価を受ける場合には、防火対象物の名称を記載すること。

性能評価変更依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名）印

電話番号

特定消防機器等鑑定規程第3条に基づき、下記について性能評価変更を依頼します。

記

種 別	
型 式	
商 品 名	
変 更 内 容	
評価年月日及び番号	年 月 日（検 虎 第 号）
備 考	

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

検査設備等概要書(その1)

年 月 日

依頼者

住 所
氏 名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)
電 話 番 号
受検場所住所

1 検査設備

個別性能鑑定受検場所(工場)

品 名	仕 様	数 量	備 考

2 測定機器

品 名	仕 様	数 量	備 考

検査設備等概要書（その2）

3 受検場所案内図

年 月 日

依頼者の氏名	
受検場所の 住所・名称 電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）	

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
2 受検設備等概要書（その1）は、当該製品に関するものに限ること。
3 受検設備等概要書（その2）は、既に提出したのものと同一場合は、提出を要しないこと。

業務委託性能鑑定等依頼概要書		
業務委託により取得する型式に関する事項	依頼者の氏名	
	設計図書	表示に関する事項を除き委託を受ける型式のものと同じ
	明細書	委託を受ける型式のものと同じ
	検査設備等概要書	委託を受ける型式のものと同じ
	社内試験成績表	委託を受ける型式のものと同じ
	付属書類	委託を受ける型式のものと同じ
委託を受ける型式に関する事項	依頼者の氏名	
	種別	
	評価年月日及び番号	年 月 日（検虎第 号）
	型式番号	

備考1 設計図書のうち表示に関する事項は、別途提出を要すること。

2 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

型式性能鑑定等の実施に関する契約書(例示)

日本消防検定協会理事長 - - - - (以下「甲」という。)と - - - - (以下「乙」という。)は、次の条項によって、特定消防機器等性能鑑定規程(以下「規程」という。)第8条第2項に基づき、型式性能鑑定、型式変更性能鑑定及び個別性能鑑定に関する契約を締結する。

第1条 乙は、性能評価の評価結果を受けた特定消防機器等同一の製品に、第5条に規定する表示を付して出荷しようとするときは、次に定めるところにより、甲が行う型式性能鑑定及び個別性能鑑定を受けるものとする。

(1) 型式性能鑑定

ア 特定消防機器等

種別

型式

商品名

イ 性能評価の結果通知日

通知日 平成 年 月 日(検虎第 号)

ウ 型式性能鑑定に必要な試験を実施する場所

日本消防検定協会(必要に応じて乙の希望する場所とする。)

エ 業務委託の有無

オ 型式性能鑑定(型式変更性能鑑定更)の完了の時期

型式依頼受理後 月以内(型式変更依頼後 月以内)とする。

カ 試料数量

型式性能鑑定

型式変更性能鑑定

更新

キ 手数料

型式性能鑑定手数料 円(消費税別)

型式変更性能鑑定手数料 円(消費税別)

交通費 円(乙が希望する場所での受検に限る。)

その他 規程別表第4に定める手数料の額

(2) 個別性能鑑定

ア 個別性能鑑定を実施する場所

イ 個別型式性能鑑定の完了の時期

個別性能鑑定受検希望日から10日以内

ウ 手数料

個別性能鑑定手数料 円(消費税別)

交通費 円

第2条 甲は、型式性能鑑定又は型式変更性能鑑定の結果が良好なときは、型式番号を付与し、当該型式番号及び次条第1項に定める有効期限を通知するものとする。

第3条 前条の型式番号は、当該通知を受けた日から5年の期間に限り有効なものとする。

2 乙は、前項の型式番号の有効期限を規程に定めるところにより更新することができるものとする。

第4条 甲は、乙の取得した評価結果、型式番号及び個別性能鑑定の結果について、規程に定める要件に該当するときは、それぞれの結果を取り消すことができるものとする。

第5条 甲は、個別性能鑑定の結果が性能鑑定基準に適合するときは、規程別表に定める表示を付すものとする。

第6条 乙は、前条の表示が付される特定消防機器等に係るものを除き、カタログ等に性能鑑定に適合しているかのような記載を行わないものとする。

第7条 甲は、天災その他やむえない事由が生じ性能鑑定の業務を継続することが困難となったときは、この契約を解除することができるものとする。

第8条 甲及び乙は、双方互いに相手方がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第9条 前2条の場合においては、甲はこの解約により乙に生じる一切の損害につき、その責を免れるものとし、性能鑑定の準備を開始したとき以降においては、当該性能鑑定に係る手数料は返還しないものとする。

第10条 甲は、「依頼品」に関する工業所有権等に関しては、一切関知しないものとする。

第11条 この契約を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

第12条 性能鑑定に係る取扱いについては、第1条から前条までに定めるほか、規程に定めるところによるものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町4丁目35番地16
日本消防検定協会
理事長 印

乙
印

備考1 この様式は、確認性能鑑定について準用すること。

2 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

型 式 性 能 鑑 定 依 頼 書

年 月 日

日 本 消 防 検 定 協 会 殿

依 頼 者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電 話 番 号

特定消防機器等性能鑑定規程第9条に基づき、下記について型式性能鑑定を依頼します。

記

種 別	
型 式	
商 品 名	
評 価 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 (検 査 第 号)
業 務 委 託 の 有 無	有 無
備 考	

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
3 業務委託による依頼にあっては、評価結果の欄を空欄とするとともに、委託の有無についてで囲むこと。

型 式 変 更 性 能 鑑 定 依 頼 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名

（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） 印

電話番号

特定消防機器等性能鑑定規程第9条に基づき、下記について型式変更性能鑑定を依頼
します。

記

種 別		
型 式		
商 品 名		
既性能鑑定型式	型 式	
	型 式 番 号	
	承認年月日	年 月 日
相 違 点		
業 務 委 託 の 有 無	有	無
備 考		

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 2 代理人が当該依頼を行う場合にあつては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
 3 業務委託による依頼にあつては、委託の有無について で囲むこと。

更 新 依 頼 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

特定消防機器等性能鑑定規程第12条に基づき、下記について型式の更新を依頼します。

記

種 別	
型 式	
商 品 名	
型 式 番 号	
有 効 期 限 の 終 期 日	平成 年 月 日

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

軽 補 正 確 認 書

年 月 日

依頼者

氏名(法人にあっては、その名称)

軽補正責任者

印

電話番号

- 1 種 別
- 2 型 式
- 3 型 式 番 号

について、下記のとおり変更すべく社内試験を行った結果支障がないので、軽補正をします。

記

軽 補 正 事 項	変 更 内 容		理 由
	変更前	変更後	

添付書類・(保管型式番号 設計図書 1部 社内試験結果書 1部 (委託型式番号)	協 会 確 認 欄	
	確 認 日	職 員
	年 月 日	

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
- 2 2以上の型式について同時に変更する(業務委託に係る変更を除く。)ときは、添付書類及び変更する型式番号の一覧を保管しようとする型式に綴り、それ以外の型式は、当該確認簿に保管しようとする型式番号を記載したものをそれぞれの型式に綴ること。
- 3 業務委託に係る軽補正(表示事項を除く。)は、委託を受ける型式の軽補正を行う際に委託する型式番号を記載することで、委託する型式の軽補正の記録を要しないこと。

個 別 性 能 鑑 定 依 頼 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

下記について、個別性能鑑定を依頼します。

記

種 別		型 式 番 号	
依 頼 数 量			
希 望 日			
受 検 場 所			
手 数 料	単 価		合 計
	旅 費		
備 考			

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあつては、代理人の住所及び氏名(法人にあつては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

受 検 年 月 日

検定協会職員	立会責任者

個 別 性 能 鑑 定 受 検 履 歴 表

No.

種 別	受 検 場 所					ロット番号		ロットの 大きさ	備 考				
依頼者名	依頼年月日 受付番号	依頼数	受検済数	型 式 番 号	受検数	受 検 物 製 造 番 号 合 格 証 票 番 号	合 格 数	不 合 格 数	要 補 正 数 保 留 数	依 頼 残 数	依 頼 残 数 の 処 理	備 考	
											月 日 合、不 個		
合 計											要 補 正 合 格	保 留 不 合 格	年 月 日 個
抜 取 検 査	検査のきびしさ	項目	欠点の階級	抜取数	Ac	Re	不良数	累 計 数 不良/試料	備 考				
		致命欠点		全試料	0	1		/					
		通	第1欠点					/					
			第2欠点					/					
			第3欠点					/					
		少 数	第1欠点					/					
			第2欠点					/					
第3欠点						/							

- 備考 1 この用紙の大きさは、JIS A4 とすること。
 2 欄の段数及び抜取検査欄は、必要に応じて変えること。

合格証票事前交付願書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

特定消防機器等性能鑑定規程第16条に基づき、合格証票の事前交付を下記のとおり依頼します。

記

1 種 別

2 受検場所

3 取扱責任者 氏名
連絡先

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

3 依頼時には、合格証票管理方法書を作成し、添付すること。

合格証票交付依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

特定消防機器等性能鑑定規程第16条に基づき、合格証票の事前交付を下記のとおり受けたいので依頼します。

記

1 種 別

2 依頼数量 個

(内 訳)

個別認定受検希望日 数量

3 取扱責任者 氏名
連絡先

4 受領者 氏名 印
連絡先

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

確 認 性 能 鑑 定 依 頼 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

下記について、確認性能鑑定を依頼します。

記

種 別				
受 検 場 所				
受 検 希 望 日				
機 種	型 式	個 数	合 計 数	
手 数 料	単 価		合 計	
	旅 費			
備 考				

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

検査設備等変更届出書
(改造・取替・増設)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

種 別

下記の検査設備等については、社内測定を実施し支障がないので変更し、報告します。

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

添付書類

測定データ 部

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

個別性能鑑定受検場所変更届出書
(移転・増設・廃止)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

種 別

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

添付書類

検査設備等概要書 部
受検できる検査項目表 部
未処理状況明細書 部

委託型式番号

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。
3 業務委託型式に係る受検場所変更にあつては、委託を受ける型式の変更の際に委託する型式番号を記載すること。

性能鑑定等手数料内訳書

(振込票添付欄)

(型式性能鑑定・型式変更性能鑑定・更新・個別性能鑑定・確認性能鑑定) 手数料内訳書

種 別	依頼数量	金 額 (円)	備 考
合 計	件		総計 円
* 受付年月日	年 月 日	* 受付番号	~

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 性能鑑定等の依頼件数が同時に2以上のときは、性能鑑定等手数料を一括して振り込むことができ、手数料内訳書に依頼書ごとの内容を記載するとともに、当該依頼書を添付すること。
- 3 手数料内訳書は、性能鑑定等の区分ごとにまとめ、複数の枚数となる場合は、必ず総計を記入すること。
- 4 *印蘭は記入しないこと。

補正試験依頼書
 (型式性能鑑定・型式変更性能鑑定
 ・個別性能鑑定・確認性能鑑定)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所
 氏 名 (法人にあっては、その
 名称及び代表者氏名) 印

電話番号

- 1 種 別
- 2 依頼書受付 年 月 日(第 号)
- 3 補正検査通知書番号 年 月 日(第 号)

上記について、不良事項を下記のとおり改善したので補正検査を依頼します。
 添付書類等：設計図2部、明細書2部、社内試験成績表1部及び試料

記

通知された不良事項	改善方法

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。
 3 型式性能鑑定・型式変更性能鑑定・個別性能鑑定・確認性能鑑定のいずれかを で囲むこと。

取 下 げ 届 出 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 円
は 銀行 支店(普通預金・当座預金、口座番号
名義)へ振込みにより還付してください。

記

- 1 区 別(性能評価、性能評価変更、型式性能鑑定、型式変更性能鑑定、更新、個別性能鑑定、確認性能鑑定)
- 2 依頼書受付 年 月 日(第 号)
- 3 種 別
- 4 取下げ数量(個別性能鑑定の場合に限る。記入方法は 個中 個とする。)
- 5 取下げ理由

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

3 区別欄は、該当する評価又は試験を記載すること。

取 下 げ 届 出 書
（振替性能鑑定依頼用）

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者氏名〕 印

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 は
下記のとおり振替性能鑑定依頼に充当してください。

記

- 1 区 別（性能評価、性能評価変更、型式性能鑑定、型式変更性能鑑定、更新、個別性能鑑定、確認性能鑑定）
- 2 依頼書受付 年 月 日（第 号）
- 3 種 別 を に振替
- 4 型 式 を に振替
- 5 型式番号 を に振替
- 6 取下げ（振替）数量（個別性能鑑定のみに限る。）
- 7 取下げ（振替）理由

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

3 区別欄は、該当する評価又は試験を記載すること。

委任(変更委任)状

年 月 日

(住所)

(氏名)

(代表者名)

印

は、

(名称)

(役職名)

(氏名)

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 依頼項目 (型式性能鑑定に係る依頼・個別性能鑑定又は確認性能鑑定に係る依頼
合格証票の管理に係る依頼)

2 依頼細目

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種別

3 変更理由

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 該当する依頼項目を で囲むこと。

3 依頼細目は、限定した受検場所又は種別のみ委任を行う場合に記載すること。

氏名等変更届出書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

下記のとおり氏名(名称、代表者の氏名、住所)を変更したので届出ます。

記

旧

新

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

過 誤 納 金 返 還 依 頼 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

下記の依頼に伴い 年 月 日に 銀行 支店から振り
込みました手数料 円は、過誤納でしたので、過誤納金
円を 銀行に振り込みにより還付してください。

記

- 1 区 別 (性能評価、性能評価変更、型式性能鑑定、型式変更性能鑑
定、更新、個別性能鑑定、確認性能鑑定)
- 2 依頼書受付 年 月 日 (第 号)
- 3 種 別
- 4 数 量 (個別性能鑑定の場合に限る。)

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

3 区別欄は、該当する評価又は試験を記載すること。

4 この様式は、協会に依頼書を提出した後に用いること。

過 誤 納 金 返 還 依 頼 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電話番号

年 月 日に
のとおり振り込みました
付してください。

銀行 支店から別添の振込票
円は、過誤納でしたので、下記により還

記

1 取引銀行

銀行

支店

2 口 座

普通預金・当座預金口座

口座番号

名義

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

3 この様式は、協会に依頼書を提出していない場合に用いること。

4 振込票を添付すること。

事 故 等 報 告 書

年 月 日

日 本 消 防 検 定 協 会 殿

依 頼 者

住 所

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) 印

電 話 番 号

下記事項について、事故、不都合等が発生しましたので、性能鑑定品目に係る鑑定規程第29条の規定に基づき報告します。

記

- 1 種 別
- 2 型 式
- 3 型 式 番 号
- 4 事 故 等 の 概 要 (詳細は、別添のとおり)

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。